

岡本特許

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1 TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 APRIL/132号

★ 2011年改正特許法解説(6) - 期間徒過に対する救済 ★

日本特許庁は、方式審査において世界一厳格といわれています。指摘された不備が補正により修正できる場合はよいのですが、法定期限(審査請求、審判請求、特許料納付、等)を徒過してしまったような場合は、それが大震災クラスの天災地変を理由とするものでない限り、救済はまず期待できませんでした。特許の仕事に長く携わっている人なら一度や二度は痛い目にあった経験をお持ちではないかと思います。

平成 23 年特許法等の一部改正では期間徒過に対する救済規定が追加されました。それを受けて本年 3 月 8 日に、「期間徒過後の手続に関する救済規定に係るガイドライン」が発表されましたので、簡単にご紹介します。詳細については、特許庁の下記ホームページをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/kyusai_method.htm

- 1. 救済されるための要件(平成24年4月1日以降に適用)
- ①正当な理由があること
- ②期間内にすることができなかった手続を「原因がなくなった日から 2 月以内で期間の経過後 1 年(商標に関しては 6 月)以内」にすること
- ③回復理由書を証拠書類と共に提出すること
- 2. 救済されるための「正当な理由」
- ①原因が予測可能でないこと
- ②原因の<u>発生前</u>及び<u>発生後</u>に講じた措置が、状況に応じて必要とされるしかるべき措置であったこと
- 3. 救済が認められないケースの例(ガイドラインからの抜粋)
- ① 原因が予測可能であるとき
 - ・計画停電によるオンライン手続不能
 - ・新社屋建設のための旧社屋の取り壊し
 - ・出願人等が法人の場合における定年退職による手続担当者の不在
 - ・計画的な入院による代理人の不在
- ② 原因の発生前に講じた措置が不十分であるとき
 - ・期間管理を行うシステムへのデータの誤入力により誤った期限が告知された場合であって、データの誤入力を回避するための実質的な確認 (例えば、二重チェック等) をしていなかったとき。
 - ・誤った宛先にファクシミリを送信してしまい、出願人から代理人に対する手続実行に係る依頼が 伝わらなかった場合であって、誤送信を回避するため実質的な確認(例えば、送信記録チェック等) をしていなかったとき。
- ③ 原因の発生後に講じた措置が不十分であるとき
 - ・出願人等である企業の知財部の手続担当者が突然の病気等により手続をすることができなくなった場合であって、他の知財部員がその事実を知り得、所定の期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。

(裏面に続く)

- ・期間管理用のシステムの不具合等により誤った期限が告知された場合であって、そのことを事前に知り得、所定の期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。
- ・天災地変による被害に遭った場合であって、その後手続をすることができる状態に回復し、所定の期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を 講じていなかったとき。
- ・オンラインによる手続をすることができない場合であって、代替手段(郵送等)によれば所定の 期間内に手続をすることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。
- ④ 法令の不知や誤解釈により期間徒過に至った場合
- 4. 「Q&A」からの抜粋
- Q1 台風が原因であるとき、台風の発生は予報等により予測できますが、その台風の被害により、期間内に手続をすることができなくなる状況に陥るまでは、明らかに予測できるとはいえません。
- A: 台風の発生により通常予測できる状況を超える被害により手続をすることができなかったような場合は、ガイドライン上の「原因が予測可能であるといえる場合」に該当しないと考えられます。
- Q2 出願人(権利者)会社又は代理人事務所の事務員等のミスにより期間徒過に至ったとき、どのような場合に原因の発生前及び発生後に講じた措置が相応であったと認められますか。
- A: 補助者を管理監督する出願人等が、補助者として適任な者を選任しており、補助者に対し的確な指導及び指示を行っており、かつ補助者に対し十分な管理・監督を行っていることが、回復理由書の中で主張立証されたときは、原因の発生前に講じた措置は相応の措置であると判断されます。さらに、その事務員のミスを知ったのが期間徒過後であった場合は、期間徒過前に知るべきであったといえる場合を除き、原因の発生後に講じた措置も相応の措置であると判断されることとなり、結果として正当な理由があると判断されます。
- Q3: 複数の特許出願をしているため案件毎に担当者を設けていますが、ある担当者が病気等の理由により、急遽休暇を取ってしまったため、期間を徒過してしまったような場合は、「正当な理由」に該当しますか。
- A: このような場合、担当者以外の者(代替者)が速やかに業務を引き継ぐことができる体制が設けられていることが相応の措置として求められます。よって、代替者を手配する体制はあったものの代替者が手続をする前に期間徒過に至ったといえる場合、代替者の手配が困難な事情があるといえる場合、又は代替者になり得る者がいない場合等を除き、正当な理由に該当するとはいえません。
- Q4: 出願人等が複数います。「正当な理由」があると認められるためには、全員が相応な措置を講じていたと認められる必要がありますか。
- A: 各人がそれぞれ相応の措置を講じていたと判断される必要があります。全員が相応の措置を講じていたといえるときに、正当な理由があると判断されることとなります。相応の措置の内容については、各人の置かれた状況によって異なります。